

平成28・29年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直されます。平成28・29年度の保険料率は、平成26・27年度と比べ医療費などの増加が見込まれることから、次のとおり改正することになりました。

	改正後	改正前
均等割額	40,907円	40,347円
所得割率	8.30%	8.10%
限度額	570,000円	570,000円

この改正は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものです。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※所得が少ない方の保険料の軽減は継続されます。

保険料の軽減

均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	9割軽減	4,090円/年
	上記以外の方	8.5割軽減	6,136円/年
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)以下の場合		5割軽減	20,453円/年
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下の場合		2割軽減	32,725円/年

所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割額が5割軽減されます。

所得割額の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合は対象外です)の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。



年々増加傾向にある医療費削減に向け、下記事項を心がけましょう

●医療機関における適正受診にご協力ください

現在、休日や夜間に、軽症の患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。

必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での薬の処方の際には、以下のことに留意しましょう。

- ・休日や夜間の救急受診に際しましては、救急医療機関への適正な受診に、ご協力をお願いします。
- ・かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。重複する検査や服薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- ・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効果を持ち、費用も安くすみます。「ジェネリック医薬品相談カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。

●健康診査を受診しましょう

生活習慣病の早期発見のため、お住まいの市町村において健康診査を実施しています。詳しくは、市町村後期高齢者医療担当までお問合せください。

※保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。詳しくは下記までお気軽にお問合せください。

お問合せ先

長野県後期高齢者医療広域連合
または、役場 町民課 高齢者支援係

電話 026-229-5320

電話 56-2311